Ļ,

まえがき

目

次

三年目のはじまり

「秩序と紛争」

「森林の思考・砂漠の思考」

「技術大国アメリカの凋落」

五 四

「公と私」

アメリカを動いてみたら

アメリカの社会組織

「比較文明社会論」

2 クラブ 家族

組

原

洋

九 アメリカ法の特徴

- 地方自治
- 2 当事者主義

3

陪審制

4 逆差別

|0 「インディアン憲法崩壊史研究」

「海洋型アジア文化の基層」

まえかき

の法人類学の講義内容を中心にまとめたものである。Iに第一、二年目の分を収めたので本稿は第三年目の分になる。 本稿は、 「法人類学の内容(I)」(「沖大法学」第5号(以下Iと略す)にひきつづき、一九八三年度における私

このようななりたちからもわかるように、この論文をⅠ、Ⅱというふうに分けて発表している理由は、分量が多いか

らでもないし、内容的にきちんと分けられるからでもなく、時間的なものである。Iを書いた後になってやったことを Ⅱに書いてまとめた、というだけで、従って、何回続いていくのか私にもわからないという次第なのである。というよ

とであるが、学者業をずっと続けてゆくという決断ができないでいるためである。迷った挙句、弁護士として再登録し り、実は、Ⅰを書いた時点では、Ⅱを書くことはもうないのではないか、と思っていた。というのも、全く個人的なこ たりもしているが、結局、学者業の方もやめきれなかった。そんなに未練の残る職業であったのかと我ながらびっくり

した。

私としては精力的に勉強を続けえたのは、1を書いた後多くの人々から励ましや助言をいただいたお陰であると思う。 ま このような迷いは今年度も続き、果していつまで続くことやらと思いながらの講義であった。このような迷いの中で

ず、これらの方々に感謝の意を表したい。

そして今年度も又、多くの立派な本に巡りあうことができた。私の辛運を思わずにはいられない。これらの本を私な

りに配列していく楽しみが、Iと同様、本稿の主要な執筆動機である。 ただ、私としても、これらの本を、ほぼ講義で取り上げた順に並べ、紹介するだけで論文といえるのかどうかについ

旅行した程度でおわってしまった。このように不満足な点も多いのであるが、私の最大の関心事である、世界の中に て自信はない。方法論の上でも、今年度も特に新しい方向を打ち出すには至らず、対象地として取り上げたアメリカを

「私」を位置づけるという作業に関しては確実に前進がみられたと考えている。

未熟な点、まちがっている点など多々あることと思う。Iのときと同様に、率直な御意見・御批判等をいただければ幸

甚である。

三年目のはじまり

デンを検討してみたのである。そして今年もこの分類に従って対象地を選択するとすればどこがよいかと、あれこれ考 度は主に鈴木秀夫氏の、「森林の思考」「砂漠の思考」という二分法にもとづいて、アラビア・インド・タイ・スウェー 私の現在の主なテーマは法系論で、世界各地の法を如何に脈らくづけるかという問いへの答えを模索している。昨年

うことも問題として残っていた。とくにタイがそうである。 えていた。いや、それより前に、右の四者の位置づけさえもあまりはっきりしていなくて、その整理をどうするかという

系論のなかでどのような位置を占めるのかその点が明らかにならねばダメだからである。 意識」・「契約意識と文章表現」などである。これらの、様々なアプローチによる問題接近は大変参考になる。そして、(3) えていったが、私としてはそれらを吸収する際に十分な注意が必要だと考えていた。それらの知識は私の考えている法 さらに「現代日本人の法意識」に収録されている「社会生活に関する世論調査」を、演習を進めるうえでの準備作業の 法学基礎演習(二年次配当科目)を担当することになったのでこのための教材として「法のタテマエとホンネ」を選び、 一つとして学生にもやってもらったりした。このようにして、日本人の法に対する考え方についての知識は少しずつふ 他方、日本人の法に対する考え方を扱ったものも幾つか読んでいた。「法のタテマエとホンネ」・「現代日本人の法他方、日本人の法に対する考え方を扱ったものも幾つか読んでいた。「法のタテマエとホンネ」・「②

なのだ。まあ、こういう感じだと思う。 きたと感じられる。タテマエである以上おおよそのところ遵守していれば十分である。本当に大切なのはホンネの部分 ころがある。法とはわれわれにとってあくまでタテマエに属するものである、というふうに表現してみるとよく理解で 柴田氏の用いているタテマエ・ホンネ基準はどうであろうか。この分類はわれわれの日常感覚に非常にうまくあうと

テマエなどそもそもなくていい。そして、そのように考えることは、つまり日本が中間地帯であることを暗示している れるのである。だから、その機能の範囲内では、いわばホンネとしての性質をもっている。何のねうちもなければ、タ 重要性をより評価したい気持になっていった。タテマエにはタテマエなりの機能があり、その機能を果すために利用さ ところで、このタテマエ・ホンネの分類に従って多くのケースを考えていくうち、ホンネの重要性よりはタテマエの

のではないかとも思った。一つの原理ではうまくやっていけないので二本立てにし、バランスをはかる。このように考 日本的といわれるものが決して単純な、一枚岩的なものではない、という帰結にもつながる。

とも思われない。柴田氏自身が色々分折されているように、実に様々の原因が考えられる。このように考えてくると、 それから又、タテマエとホンネの間に生ずるズレは、日本が中間地帯だからという理由だけでそのすべてが説明できる ただ、多くの例をみていくと、何がタテマエで何がホンネなのか、必ずしも明確でないケースが出てくるように思う。

私のやっている法系論への応用も慎重に考えねばという気持になった。基本的にはやはり、タテマエ・ホンネという基

準の定義自体に曖昧さが残るところに問題があると感じた。

は のため急拠アメリカ旅行を敢行するに至った最初の原動力であった。果してアメリカは、 エ・ホンネのダブっているのが日本であるということになり、アメリカは必ずしも日本と比較しやすい国ではないので 成立していると推測されるのである。しかし、私のようにタテマエの機能というものを積極的に考えてみると、タテマ とされる特徴も浮かびあがってきている。この場合、アメリカはタテマエの国、日本はホンネの国というふうな図式が ないかという疑問も浮かんでくるわけである。そして、このような疑問が本年度アメリカを取り扱うことにきめ、 これときわめて密接に関連するが、 「契約意識と文章表現」では日本とアメリカが比較され、その結果として日本的 日本の特色を浮きあがらせる

しれない。 の調査と同じような調査を沖縄でもやってみたらどうであろうか、などと考えていた。 現代日本人の法意識」は世論調査の方法による接近の有効性とその限界をよくわからせてくれた。 しかし、 私の法系論との関係では果してどの程度有効だろうか。この本でなされている調査結果の見事な分 確かに、 面白い結果がでるかも 実のところ、

のに適当な地域であろうか

質問は透明にできてはいないということである。「質問及び解答の解釈」という問題が結局でてくることを考えると、「客 折をよんでいると、調査での質問が一定の考えのもとに組みたてられていることが明瞭にわかってくる。ということは、

観的な結果」の得られるこの方法が必ずしも最上の方法とはいいきれないのではないかと思われた。

多かった。法系というものも、事実という以上に考え方の問題・解釈の問題であることを考えると、この基準に何をも こうして、これらの本の面白さには見事ひかれたものの、分類基準を選択することの重要さを感じさせられることが

ってくるかでほとんどきまるといってもいいすぎではないと思ったりした。

鈴木秀夫「森林の思考・砂漠の思考」 日本敬送出版協会 一九七八年

(1)

- ② 柴田光蔵「法のタテマエとホンネ」 有斐閣 一九八三年
- (3)日本文化会議 (編) 「現代日本人の法意識」 第一法規 一九八二年
- 田中齊治・上野幹夫「契約意識と文章表現」 東京布井出版 一九八〇年

(4)

ころである。 講義の序論ないし絵論にあたるところで今年度はこの本を利用させていただいた。主としてこの本の第四章までのと

ここで述べられている内容は二つの意味での相対化と思われる。

て普遍的、 つは、秩序の維持と紛争の処理、それぞれの内容を相対化することである。 一般的なものではなく、種々の前提に拘束されたものである。その有効性にも当然限界がある。 このことが われわれの考えている裁判制度は決し

第二章「なぜ法律だけですまないのか」で説明されている。納得できる内容である。講義では西欧型の制度と対照さ

せる意図で、ヌアー族の社会を例としてとりあげ比較してみた。(ヌアー族についてはI五参照)。

の差なので、比べるもの次第でどのようにでもなるが、たとえば日本と比べてみれば前二者の共通性が浮かびあがると 争を必ずしも異常でマイナスのものとしてとらえない、という点では相通じるものをもっている。これはもちろん程度 が継続するか」で述べられている。これも納得できる内容である。西欧の社会とヌアー族の社会とを比べてみると、紛 は必ずしも異常なものではないし、むしろ積極的な意義が認められる。こういったことが第三章「日常生活になぜ秩序 れば、二つの円が一部重なりあっている形になる。秩序にとりこまれた(制度化された)紛争というものがある。 とになるかもしれない。 もう一つの相対化は、秩序と紛争とを連続化させるものである。つまり、秩序と紛争とは反対概念ではない。 図にす

れている。国際法の分野でなされる分類とよく似ている。 このあと第四章「紛争はどう処理されているか」で紛争処理形式の分類がなされるが、ここでも相対化に意が用いら

限必要と考えられる成員間の情報交換、こういったものを可能にする状態を秩序と名づけることには、 ものとなろう。そして、述べられているように、子供の養育ができ、飲食物とすまいの準備ができること、および最低 なものを定義の出発点におくわけである。 なるほどこうすれば通人間社会的な定義ができ、従って自己の立場にとらわれぬ とえば秩序というものの内容を考える場合には、人間社会ならば当然必要な秩序ないし規則性がある、というその当然 ありようがない。そしてこの本では、このような、異議のありようがないような分類を前提として、これを各社会につ とのように、この本の立場は自己の立場を絶対化しない、という努力を最大限まで試みているといえよう。そしてた たしかに異議の

いてみるという手法をとっている。

ものであるのかどうかは、それが、さまざまな社会・生活を有益に分類することを可能にするか否かという点に求めら まな社会、さまざまな生活こそが内容をなすのである。そうであるならば、出発点での定義とか分類とかが結局妥当な さまざまなやり方で生活しているという事実にいきつくしかない。すべてはそこからはじまっているのである。さまざ 概念の相対化がなぜ必要なのかという、その原因を考えてみれば、 釈の余地の少ないものがよいのも当然である。しかし、異論のない定義であるというだけでは十分でない。そもそも、 ばこそ、何を分類基準とするのかということもしつこく考えているわけである。そして分類基準はできるだけ明快で解 体に即して論理を組み立てる」こととは逆のやり方ではなかろうか。よい定義の必要性は私も十分認める。そうであれ ではよいかもしれないが実質的には内容のうすい概念をもとにして考えていくということなのか。これはたとえば、「具 てしまうのではなかろうか。いいかえると、自己中心的でなくやっていく、ということは、かたよりがないという意味 このように考えてみて、この本で採用されている分類は私の考えている法系論を進行させていくうえであまり役にた ねばならない。定義や概念の相対化はそれ自体が目的なのではなくて手段なのだということである。 しかし、ここで感じた疑問がある。このような定義面での相対化はかえって、「法的なもの」の内容をあいまいにし われわれのいるこの地球にはさまざまの社会があり、

類でおわってしまったのではまずいと感じ、内容につながっている分類をやりたいと思ったのだ。 そうではなくて、 たないと判断した。繰り返すが、この本がまちがっているとか、妥当でないとか、そういうことをいうつもりはない。 私はいわば内容の方にとりつかれているので、その内容を十分味わうのに、この本の分類のような分

そもそも、この本でなされている徹底した相対化というのが一つの(ある意味で西欧的な)特殊な態度と感じられる

であることは認める。しかしあくまでヨーロッパ人であることにはかわりない。 のである。簡単にいってみれば、なんだ、この著者もヨーロッパ人にすぎんのだなあという感じ。立派なヨーロッパ人

この本と直接に関係はないが、価値判断抜きで、いってみれば「たんなる秩序」を考えるということはあるいは又別

の意味で「日本的」といえるかもしれない。

- (5)S ロバーツ「秩序と紛争―人類学的考察―」 西田書店 一九八二年
- (6)斎藤茂男「死角からの報告―子どもが「人間」を殺した」 太郎次郎社 一九八三年

「森林の思考・砂漠の思考」

は今年で又新しい分類基準で、と色々考えたりしたが、結局昨年も使ったこの本におちついた。 私の場合学問的にどうだこうだというより、たんに興味のおもむくままにやっているところがあり、そのため、今年

森林の思考=世界が永遠に続くという考え、砂漠の思考=世界にははじめとおわりがあるという考えであるとされ、

て の、 ら右のように命名されているわけで、その基礎には即物的なものがある。そして、昨年この分類を取り上げた際には、 の濃いものになっているが、もともとこういう二つの考え方が形成された場所が森林・砂漠であったと考えるところか なるほどこれほど明快な基準もめずらしい。しかも、これは、結果としては考え方による分類でありかつ宗教との関連 後の面について注意することがあまりに少なかったという反省から、この二つをたんなる考え方のタイプという 歴史的にある特定の状況となったときにはじめて生じたものであるという側面に力点をおいて考えてみようとし

より、

た。

明、ないし、気候→生産関係→文明といったことを考える。当然気候の勉強もしなければならなくなって、「氷河時代」・ が科学なのかという驚きを感じた。もっと手固いものと思っていたのだ。私にはむしろ推理の本という印象が強く残っ 冷汗ものだ。貧しい基礎知識のハンデがあるので確かなことはいえないが、一般人として「氷河時代」を読んだときは、これ 「風土の構造」・「気候と文明」といった本を読み、さっそくそれを学生にも受け売りする次第と相なったのだった。(8) 鈴木氏の考えでは気候が重視されている。生産関係→文明という発想では与件とされる気候も変数とみて、気候→文

みた。このとき感じた疑問が二つばかりある。ここではそれを述べてみたいと思う。 このように、おおむね「森林の思考・砂漠の思考」という本の論述順に従い、私としてはかなりていねいに紹介して

最初にあげられている実例のところでまずつまずいた。この例があとの方でも要約されているのでまずそこをそのま

ま引用する。

は、一点一画をゆるがせにせず、厳しい学問を積み上げていくのに対し、砂漠的・キリスト教的世界では、片々たる 久材であり、生命は長いが、多くの場合それは部品であって、全体の構成に大きな影響を与えることは少なかった。 よりは短命な学説の方が多いのは当然である。それに対して、森林の積み上げ方式の学問は、いわば職人芸による耐 って、新しい理論・体系を次々に生み出していくことになった。説というのは、本来、消耗品であり、生き残る学説 人間には、世界はこうみえるというほかはなく、科学はむしろ軽やかな行為であり、見とおしの広さということと相ま また、森林的・仏教的世界では「我」が宇宙の中心のひとつであり、したがって科学という厳粛な行為をする時に

(九二頁)

ちんと整頓する。科学を進めるということは、ますます細かい差異をみつけて、それを整頓してい くということにな てのように考えられるので、森林の人間が科学すれば、「視界の及ぶかぎりの事物をたんねんに調べ、その知識をき

る。」(二五頁)

あり、 自体、分けられないという態度に発するものとされる。そうすると、アンケートをとるときも「わかりません」の項目 態度は森林タイプに属するとされ、「日本人の場合には、むしろわからないということの方にむしろ心理的な安定感が とかと分けるところにあるのではなく、その奥にあるどっちでもいいという心情にあるのだとされる。そして日本人の はないか。ところが、別の例からは、分けないことこそ森林的であるとされる。森林的思考の本領は、Aだとか非Aだ を慎重に分析しなければならない、ということにもなるだろう。 森林タイプの科学は実際そのようなものではないかと思うのだが、それは結局、細かく分けて分類するということで 人に意見を述べる時には、婉曲な話法を使って断定の不安を和らげている。」(一六頁)わからないという言葉

とのような二つの例の間の開きをどのように説明すれば一貫したものとして提示できるのであろうか。これが第一の

疑問である。

つまり仕事の専門化が極端にまで進んでいる国だということなのである。一般に専門化されているという場合、 考が支配的な地域と思われるのだが、そこでのことときかされているのは、プロの技術をもつことが非常に大切な国 、それは

この疑問が実は、今年度アメリカを取り上げる一つの理由にもなった。というのは、アメリカはどうみても砂漠的思

じで、単なる総和にすぎないといえるのか。こういった疑問に対して私がどう考えていったかはこれから順に述べてい 会社とか官庁とかの大きな組織を頭において考えているのだが、森林的性格とか砂漠的性格とかという場合はこのよう 事の質の問題というふうにちがうといえばちがうようにも思われるが、ここであげられた例においてそれをハッキリと 職人芸というのとちがうのであろうか。専門家は職人ではないのか、どうか。専門家の方は仕事の範囲、職人の方は仕 な組織自体の特徴も含めて考えているのか、それとも個々人のことなのか。組織レベルの特徴は個人レベルの特徴と同 区別できるであろうか。そうこう考えているうちに、さらに生じた疑問もある。専門化されているという場合、

に並べるべきではなく、同時的に現存しているものと考えると、たとえば、日本はこのように森林的だ、と述べられる 時代における思考の取扱いである。この時期の人間の思考を鈴木氏は呪術的なものとされ、このような思考が現在のわ きたい 日本においては狩猟・採集的要素がきわめて濃厚に残存していて、これが、「日本らしさ」を形づくっているとされて を加えた方がいいのではなかろうか。そう考えた直接のきっかけは上山春平氏の意見を知ったからである。上山氏は、(១) れわれ自身の中にもたっぷり残っているとされる。とすれば、森林的・砂漠的という対立にさらに、狩猟・採集的思考 森林の思考・砂漠の思考」を読んでいて感じた第二の疑問は、このような二つの思考が生じる以前の、 実はその多くは狩猟・採集的思考である、ということもありうるのではないかと思うのである。 もしそうだとすると、森林的・砂漠的思考とは並立するものとしてこれを付加する方が正確ではないか。 採集

うが、それはさておき、I・ハにおいても、安田信之氏の、共同体法理・市場法理・統制法理という三分類を検討した。 どこかで、二つに分ける人と三つに分ける人とでは基本的に違っている、というようなことをきいたことがあると思

制法理=上と下の関係すなわち命令と服従の関係であるのに対し、どちらにも入らず残るものを共同体法理とされてい それぞれ、原始共産制・資本主義体制・社会主義体制の社会をモデルとしている。私はここで共同体法理といわれてい ではなかろうかと思った。その後安田氏からいただいた私信をもとに判断すると、市場法理=平等な横と横の関係・統 集中講義をきく機会に恵まれ、個人的にお話も伺ううち、安田氏のいう共同体法理の内容について私に誤解があったの せる人間社会の原型」というふうに解釈した。これを書いた後、沖縄大学で岩田昌征氏の「社会主義経済論」と題する 活様式であることを考え、「今西氏流にいえば、どこにでも社会はある、その最低限というか、生物学的基礎を満足さ るものを狩猟・採集時代的なものと同じようなものであろうと考え、そして狩猟・採集時代は人類が共通に経験した生

場法理・統制法理に先立つ前段階的なものではなく、これらと並立されるべき独立のものとして扱われていることはよ の考えられるような三分類で適切に分けうるのかどうかについて、いまだよくわからずにいる(本稿・一一参照) しかし、共同体法理というのが具体的ないし積極的にどのような内容をもったものなのか、世界に存する法が安田氏 くわかった。そういう意味では、今私が鈴木氏の二分類に対して提出した疑問と同じところに立っているともいえる。 るようである。親と子の関係や、友に対する行為などがこれに入るらしい。これによって、共同体法理というものが市

ように、インクをたらしてできた図版が何にみえるかをテストを受けるものにいってもらう方式である。幼児型という 採集民にロールシャハテストをしてみたら幼児型の結果が得られたとある。ロールシャハテストは、よく知られてい メージと人間」という本を思い出した。この本を再読したときにとったノートを今みてみると、ハッァピ族という狩猟・ そういうことで、狩猟・採集人の精神構造みたいなものをもう少し具体的にしりたいと思ったとき、 以前読んだ「イ

のは、この図版をみて、部分部分のおもいつきが多く、全体がどうだこうだというのがない、同じ部分について似たよ

だそうである。成人型はこの裏がえしと思えばよいだろう。幼児型の場合、特異点だけが明瞭で、輪かくとして閉じて うな思いつきが自由連想的につながる、思いつきの区切りがハッキリしていない、といったような特徴をもっているの ある、いってみればただ「在る」という実感みたいなものになる。それは赤ちゃんが母親の肌にふれているような知覚 いない知覚がもとになっている。この輪かくがさらにボケると、輪かくも、部分的に示すべき点もなく、広がりだけが

る。さらにタイなどではD型とW型との中間を示すとか。 非分折的・観念的・受動的・ゆっくりと問題をながめる・社会中心性・忍耐性・抑うつ、といった特徴を示すそうであ れるW型に分けられる。D型の方は、即物的・実際的・行動的・機敏・浅薄・自己中心的といった特徴を、 それから又、成人型も二つのタイプに分けられる、というのが面白い。欧米にみられるD型というのと、日本にみら W型の方は

であるという。

容を大変興味深く感じたので敢えてここに書きとめてみた。 私は、自分でロールシャハテストをためしたことがないのでよくわからない点も多いのであるが、述べられている内

- (7) 鈴木秀夫「氷河時代」 講談社現代新書 一九七五年
- 8 同「風土の構造」 大明堂 一九七五年
- (9)鈴木秀夫・山本武夫「気候と文明・気候と歴史」 朝倉書店 一九七八年

石田英一郎・上山春平・江上波夫・増田義郎「日本人の好奇心とエネルギーの源泉

(座談会)

(10)

梅棹忠夫・多田道太郎(編) 「論集・日本文化1 ― 日本文化の構造」 講談社現代新書 一九七二年 所収

(11) 安田信之「アジア法の3類型 — 固有法・移入法・発展法 — 」 アジア経済ニニ巻一〇号 一九八一年一〇月

(12)藤岡喜愛「イメージと人間 精神人類学の視野」 日本放送出版協会 一九七四年

四 「技術大国アメリカの凋落」(ユ)

割には頼れそうなものに出あわない、という印象も残っている。 めてみたのであるが、非常に手ごわいというか、確かな像をつくるには十分な準備が必要だと感じ始めた。文献が多い は七月のはじめから夏休みに入る。中国をみてみたいという気持がかなり強く、その方面の文献集めを実際にやりはじ 夏休みのはじまる一ケ月位前の段階では、まだ、今年度どの地域をとりあげるかきまっていないなかった、沖縄大学で

論というようなつもりで「技術大国アメリカの凋落」という本を紹介した。この本のことは鈴木氏の講演録によってし その他種々の事情も重なり、結局、まずはアメリカというところにおちついた。そして夏休み直前の講義で、その序

った。

故に大いに伸びた。エンジニアリングは、地味であり、経験のつみかさねがいる。従って時間も長くかかる。直観にも 大企業であるが故に、経済的な影響も大きいわけである。これに対し、日本は、このエンジニアリングを得意とするが 望ましい条件が欠けていて、物を上手につくれなくなってしまったのだ、ということになろう。そしてそれが基幹的な アリング)こそが肝要になっている。にもかかわらず、アメリカにおいてはこのエンジニアリングを開発していくのに 術をうみ出していくことではなく、すでに発見されている技術を現実に物をつくる作業に応用していくこと(エンジニ 私なりにこの本に書かれている内容を要約してみると、現在、基幹的な大企業は多く成熟企業となり、全く新しい技

職務の分担・定義がはっきりしていて、職務は細分化されている。企業内において各人は各人の立場で働くのである。 反論せず、情報や指令は上から下へのみ流れ、下から上へは絶対に伝わらない、といったいわば度を越した忠誠がみら そうすると、各人の立場では不必要ないし隠すべき情報は、企業全体の見地からはいかに重要なものであっても捨てら れる。情報の流通が悪くなって組織は硬直化する。現在アメリカの大企業では、下級者は絶対といっていい位上級者に ンジニアリング向きにできていない。それを、企業組織面からみると、先に述べた専門化ということがうかびあがる。 って、成功・不成功も短期間にはっきりと出る。こういう技術開発の方式自体に問題があるだけでなく、企業全体がエ 術開発とは、成功によって解散するプロジェクト方式であるとされる。この方式は目標が明確である点に特徴がある。従 と動かないことが肝腎であろう。動いても、ちゃんと成果がつながっていくようでなければならない。アメリカ的な技 とづく突破とは対照的である。このようなエンジニアリングを伸ばしていくのに適当な組織を考えてみると、

あるのはただ自分のことをタナにあげて相手を攻撃することだと。 自己宣伝の極が政治の世界にみられるとされる。アメリカの大統領で一貫した政策のあるものなどあったためしがなく とが重要であり、そのためには、よい仕事をするより、よい仕事をしていると宣伝することが重要である。そのような がつよいというよりは、 観点が入りようがない。当然、 プなりの利害得失で判断し行動する。具体的には、短期的にはなばなしい成果をあげることが至上命令となり、長期的 れるという。そして、そういう企業のトップにいる者は技術のわからない、「経営」の専門家である。トップも、 唯我独尊的なものらしい。ここにおいてはなにより自己宣伝がものをいう。 エンジニアリングも崩壊する。このような組織を支える諸個人の特性はというと、 上に認められるこ トッ

アメリカのキーワードは「自由」であると思っていたのだが、そういう自由な人達がつくる組織はこういうものなの

か。どうみても不自由な組織としかみえない。あるいはこれは「自由な組織」の堕落形態であって、本来はそういうも

だろう。事実、そういうものでしょうという趣旨の意見というか感想をもらったこともある。ところが私自身の気持と と色々考えはじめたときにこの本にぶつかったというわけだ。ゆったりとしたことに味をみつけてもいいではないか。 はじめてしまったと後悔もした。あまり後悔などしない方なのだが。かくして心がまえをかえるしかないのではないか と続いてつぶれそうにないものだから、気分的にはむしろ困惑してしまった。タメ息をつきながら、大変なことをやり えがき」にかいたようにいずれつぶれるだろうから、という意味での短期決戦のつもりであった。ところが二年、三年 しては短期決戦のつもりであった。短期決戦の結果、右のような意味でのことがなしうるという見込みは勿論なく、 地の法を比較検討し、 よってつきつけられた。たとえば早い話が、この法人類学にしてもちょっと錯誤があった。私のやっていることは世界各 ある。動きさえすれば生き生きしておれると短絡した面がある。それではいけないこともある、という一面をこの本に ことわざがアメリカではいい意味に使われているということを高校のころしって以来、意識的に動くようにしてきた面が このような形で「自由」というもののありようを示されると私など考えこんでしまう。流れる石に苔むさず、 相互の脈絡をつけることである。誰がみても当然時間のかかる仕事である。息長くやるしかない という 「ま

うことになるのだろうか、私の右の気持は。 林の思考」タイプのものになる。たとえば日本的な学問を森林タイプのものとすれば、日本式の学問に転向する、とい

エンジニアリングというのは先に出たことばでいうと職人芸みたいな性格のものと思われる。とすると、これは

「 森 そうすると今までのようなスタイルでは進んでいかないかもしれない。それでもいいのではないか。

(13) 川合幹雄「技術大国アメリカの凋落」 日経新書 一九八一年

(14)鈴木秀夫「民族移動の流れの中で」 — 「東京大学公開講座 世界と日本」

東京大学出版会 一九八三年 所収

五 「公と私」 (5)

以上のようなことを考えていた頃にたまたま那覇の本屋でこの本をみつけて読んだ。

公と私に関してこの本で述べられている二つの考えは、鈴木氏の森林の思考・砂漠の思考という分類にうまく接合す

でように思えれた

いう。主人=上位者が公であり、従者=下位者が私である。重層構造の組織の中間にいる者は、上位者に対しては私で おおやけ (=大家=大宅) とよむことからわかるように、天皇をトップにおく氏族集団を頭において形成されたものだと である。プライベートの尊重が基本で、パブリックは補完。集団は個人のつくるもの。これに対して、他律的な個人に っても、その内容は中国と日本とでは本来ちがう内容のものだったし、今もちがうようである。日本においては、公を での個であり、個は個として独立してあるものではない。このようにして公と私の関係ができるが、公といい、 より構成される集団はどういうものになるかというと、集団の方が基本的な単位になる。個人というのはその集団の中 な個人か、それとも他律的な個人かで分けるのである。前者が欧米型ということになり、基本的な単位はあくまで個人 この本において三戸氏の立場は集団構成員のあり方から二つのタイプに分類している。 集団を構成するものが自律的 私とい

あるが、下位者に対しては公であり、公・私は相対的にきまるものである。公が基本的なものとされる結果、私の方に、

愛のかぎりを尽すときに下位者の方からおのずから出てくる行為なのだとされる。上位の方からこれを叫ぶときは必ず きまのない仕事をするということで、うまくいかなければただちに関係者間で、タテ・ヨコ・ナナメどの方向にであれ は大部屋制だった。大部屋制でうまくいっている場合を考えると、互いに前後左右の人の仕事を意識しつつ、相互にす いるかどうかということとは直接には関係はない。これがうまく働くとき、 そこに政治的なものが働いていると。つまり滅私奉公にも美しい世界と、堕落形態があるということで、 ねじけたとかよこしまなとかの意味が付随してくる。そして、このような文脈の中で滅私奉公ということばも理解される。 「民主的」なものともなりうるだろう。それを、 ただ、滅私奉公は、上位者が下位者にむかっていうべき言葉ではなく、上位者が公明正大で、かたよりなく恩愛・仁 会社の中での具体的な例によって考えたとき一番印象的と思われたの 組織はきわめて能率的なものとなるばかりか、 うまくいって

調整が図られる。非常に能率的だ。

社長・専務・取締役計一四名が一部屋で一緒にやるというと「日本的」という感じだが、この本に述べられていることか ののようである。今再読してみた感じでは「よい仕事」をすることが中心テーマのように思われる。重役室を大部屋に 全はないということのようであるからそのようでもあるが、前にみたようなアメリカの大企業の組織とは全然ちがうも らすれば又きわめて日本的でないと思われる。じゃ、アメリカ式なのかというと、たしかに個を大切にし、 創意と工夫に満ちた仕事をすることを目標とする以上、他律的ではない自律的な個人を指向するものといわざるをえな ればならないということでその方策を考え、エキスパートの育成をはかる。基本的にはこのように各人が「よい仕事」、 ホンダ技研という会社のこともこの本ではじめて具体的にしった。大部屋重役室のことが述べられている。 重役の仕事がゼネラリストとしての仕事だからである。技術者については技術者として又正当に評価しなけ 社長 ・副

いであろう。運営方針の第六に「常に正義を味方とすること」とあったそうで、しかし、その項は現在は削られてしまい。

っているという。思わずうなってしまった。

ナザレは猫の多い町だ、などというところが妙に頭に残っている。面白いだけでなく、万事正直に述べられているとも きっかけに、そのときやったこと・考えたことを述べていくという形をとっているのだが、面白い観察が多いと思った。 て読んだが、この本には、このほか色々考えさせられ、感心させられることが多かった。たとえば、この本は、旅行を 以上、内容紹介のような形で述べてみた。公と私というテーマ自体が私の一番の関心事であるということで熱を入れ

⑮ 三戸公「公と私」 未来社 一九七六年

感じた。

六 アメリカを動いてみたら

私も本多氏のように「アメリカ合衆国」ではなく「アメリカ合州国」とするのがいいと思うが、略するときは、「合州 た。それまでに読んだ本といえば本多勝一「アメリカ合州国」位であり、アメリカの主流をなす人々を正面から扱ったもほ のは読んだことがなかったといってよい(なおこの本に関連して、United States of Americaという国名の訳し方は 者ではあったが、アメリカそのものに対する興味は貧しかった。おまけに入国の際非紳士的な扱いをうけたので、再び 経由した。このときアメリカにはほとんど何の関心もなかった。当時エマソンとか、ヘンリー・ミラーとかの著作家の愛読 アメリカにやってくることがあるとは思ってもいなかった。アメリカについての知識もむしろ自覚的に入れまいとしてい アメリカにいったのははじめてではない。ラテンアメリカを五年ほど前に旅行したとき、往復ともロサンゼルスを

国」よりは「アメリカ」の方がよいと思うのでこの用法に従う)。

は見物したって面白くなんかないですよ」といわれたその意味もよくわからなかった。アメリカのまちが危険であるこ こういうわけで、たとえば、ハワイでの入国手続をおえたあと空港の待合室で、日本人学生から、「アメリカのまち

とはしっていたが、 面白くないというのはよくわからなかった。どのように面白くないのか。

ミナルというのは通常ダウンタウンにあって、その周辺はもうガランとしている。皆さん郊外に帰ってしまったあとで た。ところがこのように動くと、何というか、普通の人々にはあえなくなるのですね。夕方宿泊地につくと、バスター するようこころがけた。夜行の方が宿代が浮いて経済的であるのは当然だが、敢えて昼間動いてアメリカを見ようとし それはバスでアメリカを動きはじめるとすぐに納得できた。私はアメリカを見にきたのである、というので昼間移動

ある。 心暖まるというにほど遠い。たとえばペルーの山道など、道というより石の塊の中を進んでいくという感じであるのに、 第一、食事のできそうな店が早々に閉じてしまう。かといって昼間バスの窓から眺めていてもこれ又人の姿をみかけな 家やオフィスの中か、外に出ても車。人のいない景色が続く。バスの中に人はいるのだが、これも通常なごやかで 残っているのはパッとしない?人々ばかり。歩くのが危険だとかいうことより、活気がなくて歩く気にならない。

リカのフリーウェーは本当に立派なものだし、バスも冷房がききすぎるほかは申し分ない。にもかかわらず、六時間か七 三日と続けて乗ってもそれほど疲労を感じない。何か心を楽しませてくれるものがある。これに比べると、アメ

時間でどうしようもなく疲れる。

のためにがっちりロックすること自体におそろしさを感じる。頑丈な鍵のかかっていることがサービスのよさなのか。 疲れるのは移動中だけではない。 ホテル内にいても何となくこわい感じがする。治安のことじゃなく、 まさに、

丈夫のようにしてほしい。実際、そのようにして安宿にとまることが多かったのですね、他の国々では。そんなに危い 私などには逆に思われる。ホテル自体の出入りをきちんとやってくれるのはいいが、ホテル内では扉を半開きにしても大 もそういうのを眺めているうちに寒々としてくるのである。 の流行のようである。窓の中がみえず、むしろ反射して、鏡のようになる。きれいだなあと思わず感じるのだが、 りおそろしさと、バカバカしさのようなものを感じた。アメリカの高層ビルは文字通りピッカピカに光ったのが最近 のか、そうだとするとそれは何故なのか、そんなに暑くもないのに冷房のために窓を完全にしめてしまうときにもやは

動物にでもなった感じになる。人に親しみを感じるなんてことが段々ヘンに思われてくる。そういうことにも関係があ 壁が、男用は桃色、女用は黄緑色なのである。アレッと思ってつい女用の方に首をつっこみそうになったところで、ギ た顔はしておらず奥の方へいってしまった。しかしこちらは本当に命のちぢまる思いがした。同時に、ねずみか何か小 ユッと首ねっこをつかまれて男用の方へとひきずりこまれた。ふりかえるとでっかい白人の男で、特別に感情のこもっ 人間に対しても同様のものを感じた。バスの休憩時間のときこんなことがあった。トイレにいくと、どういうわけか

なればいいのだが、寒々としてくるばかりだ。こんなところで乞食になる人の不運を思わずにはいられなかった。注意 していないと私も同様になりかねない オーター一枚では食べ物代にならないと文句をいわれ、一ドル札を改めて渡したこともある。それが楽しいふんいきに ろうか、アメリカでは物乞いされるとたいていなにがしかめぐんだ。これも私の旅行歴の中ではじめてのことである。ク

れる人達がどういう人々かをみるべきである。現在でも、アメリカとメキシコの国境地帯にいってみればわかる。アメ こういう状況を風土と直接関連づけるのはおかしい。風土がどうこういうなら、まずアメリカ・インディアンと呼ば

をえない。もちろん人がつくったのであり、そういう意味で論理の産物といってもよい。私のみた都市のありようはいわゆ 干の通行料を徴収する。話がずれたが、とにかく「アメリカらしさ」というのは、これはつくられたものであるといわざる リカは明らかにメキシコとちがう。すべてがかわる感じである。もっとも法的な国境線と、実際の国境線というか、民 る都市の荒廃といわれるものだったわけであるが、この都市の荒廃というのも人々が望んでやったことの結果なのである。 コ人がアメリカ側に勤めにやってくる。アメリカ側ではパスポートをみるが、メキシコ側ではみない。双方とも入国時に若 族境線は必ずしも一致していない。エルパソなど半分はメキシコとかわらない。そして朝早く、国境をこえて、メキシ ただ、人々といってもすべての人々ではなくて、当然それは主流の人々である。WASPといわれ、中産階級を構成

った。このような目的をもって読んでみて役立ったものとして、「仕事!」と「三面記事のアメリカ」の二つをあげて(2) るにせよ、とにかくこれらの人々のありようがわからないのでは話がはじまらない。この部分は文献で補うしかなくな する人々がこれにあたるらしい。私はこういった人々にはほとんど親密に接触できなかった。如何に批判的な立場をと

きし

- 本多勝一「アメリカ合州国」 朝日新聞社 一九七〇年
- い スタッズ ターケル「仕事!」 晶文社 一九八三年
- 18 千野境子「三面記事のアメリカ」 潮出版社 一九八三年

C 「比較文明社会論」 (1)

法人類学の講義に役立ちそうな本は本屋のどこにあるかよくわからない。東京などの大きな本屋だと、人類学コーナー

著者の意見はカスト制度の評価については基本的には全く同様であることがわかった(ただし、インドの社会構造全体 感じた(カストについてはI・一〇で述べた)。後になってこの本を全部読んでみたら、私の誤解で、私の意見とこの リカ・日本を比較したものである。このうち、インドの典型的第二次集団としてカストがあげられていることには疑問を に沖縄へ帰る直前、 ないが、そのあたりは運の強さを信じるしかあるまいとも思う。この「比較文明社会論」という本は、夏休みのおわり れこそかけずりまわることになる。こういうふうだから、見おとしたのではないかとときに不安になることもないでは たのである。副題が「クラン・カスト・クラブ・家元」となっていることからもわかるように、中国・インド・アメ な装ていにひかれたこと、まあそういったあたりである。この題名に書いてあるようなことをまさに私はやりたか :独立につくられていることもあるが、むしろこういう場所には少ない。ということで、何階もあるような本屋だとそ 丸善の本店でみつけた。社会学のコーナーにあったと思う。買った理由は題名と、それから、

内容は信用できないのではないか、しかしすてきな題名を考える人もいるものだ、と思いながら勘定をすませたのだっ た。これもあとになってわかったことだが、「比較文明社会論」という題名を考えだしたのは翻訳者(作田啓一・浜口 についてもう一度考えてみる必要をこの本を読んで感じた)のであるが、この本を買ったときはそういう誤解の故に、

恵俊の両氏)だそうで、大変興味深く感じたのだった。

べるとこれらが相互に反対の意味をもっているかのごとき錯覚をおこすのである。もとの出所の前後を通読すると、反 いうのも、「公と私」に引用されている(同書三四ー五頁)。契約ということばに対応して縁約ということばを説明し た部分である。 このように、 いきあたりばったりみつけた本であるけれど、実はこの本のことはもうしっていたはずなのである。と この部分を、 「公と私」で読んだときは誤解していたことに気づいた。というのも、 契約―縁約となら

的なものであるということである。契約の反対はというなら、「縁」ということになる。 対語として提示されているのではないことがよくわかる。縁約というのは、いわば、「縁」と契約とをつないだ、中間

のである。ぞうなると、新しいということはそれほど必要ではなくなる。むしろ、ふるい方がよい。 内容も信用することにして、それらのうちにみられる差異の部分よりは共通している部分を抽出しようと作戦をたてた 縄という場所を考えると、面倒くさくてやりきれない。私の趣味にもあわない。そこで、一応、どの本に書かれている 点である。アフリカも変化のはやいところだが、別の意味でアメリカも又変化のはやいところのようである。実際、ア て生きのこったものだということになるわけだから。本書の原書は、 メリカ関係の本を少しずつ読み進んでいってつくづく感じたのだが、一〇年前の本だと使いものにならないという感じ。 った。この本の全体のわく組をしりたくなり、はじめから読み始め、あとはほとんど一気に読み通してしまった。 本のうちでアメリカを扱ったところは、直接には一章しかない。一章だけなら、と軽い気持で読んでみたらこれが面白か か、そのメドもついていないのにこんな本をゆっくり読んでいるわけにはいかないという心境だった。ところが、この も読まないこともありうると考えていた。なにしろ分量が多いのだ。アメリカについてどのように講義をやっていくの つねに最先端をいっていないと乗り遅れる。最初はこの最先端をさぐりあててみようかという色気を出しもしたが、 アメリカのところを読んで感じた魅力は、ここで提示されているわく組が長期的な変化に耐えるもののようだという 公と私」に引用されているのに気づいたのはずっと後になってからのことで、買ってきた当初はそもそも一ページ 翻訳版でさえ、一九七一年に初版がでているので右の条件にかなうだろう。 日本関係の部分が一九七〇年、それ以外が一九六 時代の変化に耐え

こういう時間的なことでなく、内容的な面からみて包容力のある理論たらしめている概念の例として「同調」があげ

られよう。

対する恐れも強くなる。この場合、防衛的な動機にもとづき行われるのが同調だとされる。同調というのは要するに人 動様式があらわれるのも実は自己依拠性が強ければこそだという。激しい競争が一般的だと、その競争に負けることに 内部指向型から他人指向型への変化というふうにいわれている。 ころで、たとえば、きわめてよく知られているリースマン氏の考えだと、アメリカの現状はむしろこの逆ともいわれる。⑵ に遅れをとらない、ということだと理解される(二一七頁以下)。先にあげた組織内における度のすぎた忠誠などこの さえその傾向がみられる。タテにもヨコにも最大限に分断された個人というものが万事の出発点になるわけである。と シュー氏はアメリカの出発点は自己依拠であるとされる。それは個人が中心になるということで、家族の中において しかし、 シュー氏の意見では、他人指向型とみえる行

機会に譲り、ここでは本書を読んで得られた一般的な感想と、方法論に関する事柄を若干書きとめておきたい。 本書の内容でアメリカ関係のところは次節以下にまわし、又、中国・インド・日本関係についての内容の吟味も別の

文脈で読めばよくわかる。

う。経歴を参照すると様々な経験を積んできた方で、その経験が一つ一つ生きているのだろう。 日本語版への序文の末

まず一般的な感想として、この本を全体として信頼感に満ちたものとしているのは著者の判断の現実性であろうと思

尾に、 欲求と不安と抱負をもった個人として理解」するのに役立ちたいとあるのには、みすかされたように感じた 「自己自身を、広範でかつ全体にわたる哲理や国民的傾向に関してだけではなく、また、それぞれに自己自身の

という接近方法を妥当なものと感じた。そもそも、人類学の特色の一つとして全体的な観察ということがあげられるこ 方法論的には、 特定の事柄を個別的に扱わずに全体の中の部分としてみること、そしてこの全体と全体とを比較する

ない、ということを強調すれば、結局は世界の中での全体社会の把握が不可欠になる。世界論としての見通しを欠いた論は は立場の問題となる。従って又、立場抜きの学問などというのも、本当の意味ではありえないのではないかと思われる その意味で意味がないともいわれうる。そしてこの世界はわれわれには与えられたものでしかないということだ。 あろう。家族論が同時に国家論ともなりうる所以である。そして、全体社会そのものも又、それのみでは特徴づけられ てのみ意味づけられるのではないということ。とすれば、結局は全体社会との関連においてしか意味づけができないで ことからは出発されない。それが今西氏などの立場(I・二参照)と考えあわせて興味深く思われる)。家族は家族とし こういうこととの関連で、たとえば、なぜ家族のことを調べるのか、ということも明らかになる(シュー氏は個人の 客観性というのは右の意味で常にカッコつきのものであるということになる。 その先

活における無意識の部分の大きさを思いしった。現実感覚は繊細さと両立しうるものなのだということをこの本は遺憾 本書は純個人的にも衝撃があった。たとえば、「成功」の意味づけなどの部分はそうである。この本を読んで、 私の生 わけである。

(19)F L K シュー「比較文明社会論 クラン・カスト・クラブ・家元」 培風館 一九七一年

20 D リースマン「孤独な群衆」 みすず書房 一九六四年

② 今西錦司「人類の周辺」 一五七頁以下 筑摩書房 一九八一年

八 アメリカの社会組織

1 家族

がおこる前の段階のアメリカの家族のありようをみておきたいということだったのである。内容的にはシュー氏のわく 族、しかも主流をなす中産階級の家族についての経験的知識がほとんどない。ひとまず、具体的なありようをしる、と とにアメリカ法の特徴をあげるという順で進もうとしたのだが、しょっぱなからつまずいた。なにしろ、アメリカの家 名著は必ずしも講義向きではない。シュー氏のわく組をもとにしてまずアメリカの社会組織の特徴をあげ、それをも 「アメリカの家族・日本の家族」という本を選び出した。これも一九六九年出版の本であり、最近の激動

組ときめてうまく接合するように思われる。

である、つまり意志による選択の結果人工的に一緒になったものであり、それはむしろ契約に近いものだという見方。 う。文字通り夫婦が一体となる、という一体性の強調が一つ、もう一つの解釈は、夫婦というのはもともとは他人なの 続とは父―息子の関係のようなタテの線を切ることをいう。夫婦本位ということはしかし、二通りに解釈が可能であろ ―妻の関係は排他的かつ非連続たることを特徴とするという。排他的とは第三者のヨコからの介入を許さぬこと、 アメリカの家族の第一の特色は夫婦本位だということだというところで両書とも一致する。シュー氏の表現では、夫

ではなく乗りこえるべき一線がひかれている。乗りこえるまでのいわば暫定的な関係ということなのだろうか、親子関 なるので、親子関係すらも擬似契約的なものとなる。子はいつかは親になるべきものであるが、それは連続しているの 流 の中で夫婦そろってなされる事柄(パーティー等)が多いのもよくしられている。しかし、アメリカにおける支配的な 意志による選択ではあるにしても、 **ぱれは後者の解釈、つまり夫婦も他人なのだという側面の強調に向っているようである。そして、夫婦関係がモデルと** 損得抜きの選択であることが結婚の前段階としての恋愛の特徴とされている。生活

係も。

る。 は離婚率の上昇とともに、再婚率の高い事実もよく指摘される。連続的複婚という表現もみかける。けれども右に述べて てはじめて結合に至る偶然的なものだという側面に力点をおいて考えれば、右のような変化はむしろ原則に忠実であ な原因であろうと思われる。夫婦本位ということを、夫と妻との一体化側面にではなく対等な条件の下で合意が成立し 同じようでありたいと主張しはじめたことの結果である。自己主張する妻たちの不満が離婚率上昇のおそらく一番大き ムの理想像が実は男尊女卑の考えに裏うちされたものであった、ということに気づいた女たちが、自分たちも男たちと ア・ハウスワイフというのだそうだ。ということは、一九四○年代後半から一九六○年代に広がったアメリカン・ホー ちでもきわだって明らかである。逆の方面からいえばこれは、専業主婦業への蔑視である。専業主婦のことをジャスト・ もとにして考えてみると、もうもとにはもどらないだろうはっきりとした変化がみられる。女性労働の一般化はそのう うな基本構造により忠実になったのだといった方があたっているように思う。我妻洋氏の論文にあげられている数字を3 こういうふうにみてくると、最近における家族関係の変化といわれているものは、実は、変化というよりは、 シュー氏の出発点が自己依拠となっているのはこの意味で全く正しかったということになろう。アメリカにおい 右のよ

が理想だからではなく、まさにこのように徹底的に分断されている個人が孤独から逃避するための手段たりうるからで には実現できそうにない。むしろ一人でくらす方が自然ともみえる。そうすると、結婚にこだわるということは、それ たことから考えると、アメリカにおいては個人への分解傾向がきわめて強くて、一体的な夫婦であるということも自然

は

ないかと思われる。

の接近が成功している。もっとも、米倉氏位執念深くやらないと内容の濃いものはできないだろう。というわけで、 にとってはマネする本ではなくてあくまで読んで楽しむ本である。講義で取上げたのはこの本のうち、離婚と養子制度 アメリカの家族法上の問題については米倉明氏の「アメリカの家族」という本にお世話になった。ルポルタージュ風 私

るケースは非常に少ないといい、州によってはそもそも扶養料の支払を認めないところもあるそうであるが、これなど に関連する部分である。 離婚については、スウェーデンと同じ方向に向っていると思った。たとえば別れた配偶者に対する扶養料の支払を命じ

離婚の際にのみ問題になるのではないが、子の監護者決定の基準についての論争も興味深い。この点については、 フラン

スウェーデンと非常によく似ている(I・一二参照)。

ではそのベスト・インタレストとは何なのか、何であるべきなのかというふうに論じられているようである。しかし、 ク・E・A・サンダー氏の講演も役に立った。論争では表面的には、子のベスト・インタレストということがいわれ、② サンダー氏のいうように、簡単に原則の立つ事柄とは思えない。我々が外からこれを観察し比較する場合は、 やはり、

でなく、更に、最近では共同監護権なるものの可能性が論議されているときくと、私など、これで別れたといえるのか、

親の別れ方と別れた後の状態をよく考えることが肝要と思う。監護権のない親にも訪問権を認めるのが普通であるだけ

これなど

るか 離縁するというふうに世間ではいっていたと思う)。まず第一に、個々人の立場というのが私的な場において(「私的 な場なのに」か「私的な場なので」か?)如何に強いか、第二に別れることがどの程度当りまえのことと考えられてい こんなことができるなら離婚なんてしなくてすみそうなものだと考えてしまう(日本においては以前は離婚することを (当りまえなら、 別れても断絶を意味するとは限らない)、これを考えねばならないと思う。日本での面接交渉権

制度全般については石川氏の二つの論文を参照したが、一番興味を持ったのは右の、実親さがしの問題である。状況が後子制度については、私自身は、「私はだれから生まれたの」という新聞記事を読んで以来興味をもつようになった。(3) の先例に関する明山和夫氏の解説を読んでいてもそのことを強く感じた。②

れるのが一般的と思われる。右の封印された書類をめぐって開示を求める運動がなされてきていて、その状況が前記の らしらされるのが一般的のようである。日本の場合は戸籍上養子とわかるが、養子であるということは可能な限り隠さ 日本と対照的である。アメリカでは養子縁組が成立すると新しい出生証明書がつくられ、 して出生証明書からは養子と実子の区別はつかない。しかし、実際問題としては、養子は養子であることを割合早くか 従来のそれは封印される。

制度がアメリカで愛用されるのかということである。「子のための養子制度」というのがタテマエ論であり、 わからない。老後を期待するなどということは一般的でない、とすると育てること自体が楽しみなのか。ということに 当にちがった感じのものではないかと文献を読んでいて感じた。養親にとって養子がどういう意味があるのか 制度が全くちがうので、それだけでも養子の問題は面白いが、考えてみて今もよくわからないのは、なぜ養子という 実際は相 が

ぶよく

新聞記事に取り上げてあったのである。

なるとペットみたいなものなのであろうか。取扱いに手間がかかるだけ、より一層楽しみも大きいというわけか。

- (22)増田光吉「アメリカの家族・日本の家族」 日本放送出版協会 一九六九年
- (23)族」 至文堂 一九八三年 所収 我妻洋 「アメリカの家族」 ― 原ひろ子(編)「現代のエスプリ別冊 家族とは、家庭とは ③諸文化と家
- (24)吉川裕子「アメリカン・ウーマン」一五一頁 講談社現代新書 一九七九年
- ધ 米倉明 「アメリカの家族」 有斐閣 一九八二年
- (26)フランク E Α サンダー「子の監護権 ― アメリカ家族法の現状」 ジュリスト七八二号 一九八三年

別冊ジュリスト六六号(「家族法判例百選

第三版」)

一九八〇年

(27)

明山和夫「親権を行わない親の面接交渉権」

- (28)「米国の養子制度 ļ 私はだれから生まれたの」 朝日新聞 (東京版) 一九八三年四月二四日
- (29)石川稔 養子法」 「アメリカにおける親子法の最近の動向」 ジュリスト七八四号 一九八三年 ジュリスト六〇二号 一九七五年 及び、同「アメリカ

2 クラブ

タイプであることがわかる。かくしてたくさんの任意的ないし自由な結社(クラブ)が形成され、このクラブがアメリ っている。その中間の青年層もこういう構造だと独立した世代と認められやすい。同輩が集まるというのが集団の原型 カにおける典型的な第二次集団であるとされるのである。 家族内においてもタテの線が切れるようになっていて、子供は子供、大人は大人でそれぞれ社会に通じるルートをも

家族と同様クラブについても体験的な知識が欠けているので、やはり適当な本で補う必要を感じた。直接この目的の

ために利用した本は二冊である。

社の記述がみられたが、何故、こんなに秘密結社が結成されるのか、納得できる形で説明できるところまでいかなかっ を形成したイギリス人の党派性・排他性・秘密性といった性格である。双方が刺激しあう形で結社の利用へと駆りたてた 民の救済・相互扶助ないし民族主義的な目的にもとづいてやはり結社がつくられている。もう一つは、WASPの中核 いう事実にもとづくもの。開拓するにあたり、団結の必要が大きかった。又、後になって移民が大量に入ったときは移 た。実際、現在、アフリカはもう一度やり直さねばならないと感じはじめている。まだよくわかったとはいえない。 いうことをせずに、同類なのだという立場で接近している。アフリカの文献を読んでいたころはたしかに随所に秘密結 を感じたが、研究の着眼点は大変面白い。文明社会だというのでアメリカの結社をアフリカなどのそれとは区別すると アメリカの場合、結社がひんぱんに結成された理由として二系統のものがあげられる。一つは「新大陸」であったと 「アメリカの秘密結社」である。ワシントンの桜の木の話が史実として述べられているところなど若干疑問

ものと考えられる。 クラブについて考えるうえで参考にしたもう一冊の本は「アメリカにおけるデモクラシー」である。これによって結の

社のひんぱんな利用が当初からのものであることがはっきりする。明快で簡潔な文章は現在読んでもすばらしい

政治的な組織の結成原理と明瞭に関連づけられるだろうことも容易に推察されるものである。 できた。しかもこのクラブというのは、原理的にはいくらも大きくなりうるものであるから、このクラブ結成の原理が 以上の本を読んでみて、シュー氏のいうようにクラブがアメリカにおける典型的な第二次集団であることがよく納得

しかし、シュー氏の本を読んでいて容易にはわからなかった部分がある。それは平等という概念の処理なのである。

それを具体的に述べてみよう。

るものではないので、ここにクラブが結成されることになるのだという(二〇八頁)。 ろが相互に平等であるだけでは人間を相互に関係させ、社交・安全・地位への欲求を満足させるのに適当な方法を与え シュー氏はいう。平等は自由な個人が関係を結ぶに際して、相互を最小限に制約する共通の基盤になるとされる。 係の欠如というふうに特徴づけられる。人間関係というものは、自己の自由な選択に従ってつくり、 くものなのである。このような、恒久的な人間関係の欠如を補うアメリカ人の方法が人々の間の完全な平等なのだと 自己依拠を出発点にとると、世界は自己と非自己にわかれる。こういう観点から対人関係をみれば、恒久的な人間関 あるいはこわして

なるというのである。しかし、この説明でもやはり平等であることはそれ自体が目的とはいいにくいのではないだろう もたぬということであり、何らかの影響力を行使するためにはクラブを結成するか、ないしはクラブに加入することに 密接であるとはいえる。即ち、彼の説明に従えば、人々が平等であるということは個人が社会において何の影響力をも 出するための中間的な技術的原理にすぎないようにみえる。トクヴィル流の説明では平等とクラブの関連はより一層 このような説明だと、平等というのは決して究極的な理想ではないことがわかる。平等というのはいわばクラブを導

には、その内部にたいていより排他的な小さなクラブが結成される傾向があるとされる(二一六頁)。かくして、より なものであれば、クラブ自体は排他的なものとなるのではないか。それだけなく、シュー氏は、すべての大きなクラブ 平等な者がクラブをつくる、その目的は社会において影響力を行使するためであった。クラブ結成の目標がこのよう か。

能にする前提条件ではあろう。しかし、平等も又、自由と並んでアメリカの最高の指導理念の一つである(現実にそれ が達成されているとは到底いえないことも認めたうえで)というふうに考えていたものとしては、肩すかしをくらった をつくっていく(二二〇頁以下)。シュー氏のいわれるような平等の存在は、こういったクラブの分裂や編成がえを可 と比較してのアメリカの特徴は同調に対する反感も同時に存在することであるとされ、こちらはこちらで又別のクラブ 同質の仲間に分裂していく傾向をもつ。そしてこのようなクラブに同調者がくっつくわけである。ただ、中国やインド ような印象を受けざるをえないのである(この点については後述九・4参照)。

③ 綾部恒雄「アメリカの秘密結社」 中公新書 一九七〇年

(31) アレクシス ド トクヴィル「アメリカにおけるデモクラシー」 研究社

九 アメリカ法の特徴

地方自治

比しての英米法としての性格という面と、連邦と州との二元性という面の二方面から特色づけている。 リカ・第四巻・平等と正義」所収の川又良也氏の論文「アメリカ法の構造」である。アメリカ法の構造を、大陸法と対 どこをとりあげるかをきめるうえでもこれは必要なことだった。このために利用させてもらったのが、「総合研究アメ って、最初に、アメリカ法の大わくを説明する必要を感じた。私自身も大学で聴講して以来のことだし、アメリカ法の アメリカの社会組織の特徴をみたあとで法の特徴に移ったが、沖縄大学で英米法の講座が開講されていない関係もあ

このうち、連邦と州との二元性についてやっているうちに、クラブと関連づけていくうえでも、州よりもさらに下

あるということなのだろう。 私にははじめての内容が多くて理解に骨が折れた。ということは同時に、日本における地方自治の感覚とは相当に差が あるが、幸い、右にあげた本の中に、村松岐夫氏の「地方自治」という論文があるので、これを利用させてもらった。 草の根といわれるアメリカの地方自治に集中させてみようとしたのである。具体的な予備知識はほとんどなかったので か のレベルにおける地方自治の制度をみてみなければならないだろうと考えるようになった。シュー氏の考えで私がひっ かったのは前記のように平等の取扱いであり、これは民主制と密接に関連するものである。自由の概念についても、 私がこれまで教えられてきた内容と相当にズレていることが十分考えられるが、とりあえずの関心を、

そのため、 修正をほどこしたタイプが多いが、この弱市長型のタイプは、アメリカの地方自治の伝統を最も良く表現しているとさ 会であり、 長は実質的に飾りで、執行面も大部分議会が握っているのである。行政の最高機関はいくつかの分野に分けた委員 かりにくかった第一の点は、弱市長型と名づけられているタイプの自治体の存在である。このタイプの自治体の場 各議員が委員長を兼任するというわけである。アメリカでは代表を選挙民の委任代理とみなす傾向が強く、 議員の拘束も大きく、このタイプでは政治的な統合機能を果しにくいとされる。こういった弱点を補うべく

ンティは州の下請機関と思えばよいということで、大体において法務関係の行政の基礎単位である。これに対し、 も十分にわかったといえない。基本的には、カウンティと、それ以外の、市町村に相当するものとにわけられる。 ものらしい)・タウンとタウンシップ・学校区・特別区が列挙されているが、相互の関係があまりよくわからない。今 もう一つわかりにくかったのは地方自治体の種類である。州の下に、カウンティ・普通地方公共団体 (市に相当する 市町 カウ

れる。

化していないものもある。そういう地域の行政はカウンティが行うことになる。 村については、アメリカには市町村の存在しない地域がいくつもあるそうである。市町村と事実上呼ばれていても法人

もう一つ、われわれのように市の中に町があるというふうに段階的になっているのでなく、 並列的であるといわれる。

悩まされた。地域に結びついたクラブのようなものを考えればよいと思われる(この本ではクラブに相当するものが市も町も村も独立したコミュニティである、とされるのである。この、コミュニティということばにもさんざん頭を函

(ボランタリー・)アソシェーションと呼ばれている)。

民主主義といい、あるいは参加民主主義という。 治に参加できるよう考えられたタイプであり、可能な限り住民が参加できることが地方自治の理念となっている。直接 これらのわかりにくかった点がアメリカの地方自治の特色を表現している。弱市長型というのはより多くの住民が政

来的な仕事とされているのである。 好みに応じた多様な自治体をつくることの承認を意味する。それは分権的とも表現できようが、歴史的な事実をみても まず中央があったというより、まず地方があったのであり、内容的にも、 をもつものは別の自治体をつくればよい。同質的な市民よりなる小規模な自治体が自治の可能性を最大とする。それ するのに対して、 そして、代表主義と比較しての直接民主主義の特色は前者が多様な主張の存在を前提し異なった主張同士の討論を重視 村松氏の論文においては、アメリカには実はもう一つの内在的政治原理があるとされ、それは代表主義であるとされる。 後者は全成員の同質性を前提とするといわれる。これはまさにクラブと同質のものである。 連邦・州と関連する事務はふえているが、上下の感覚はあまりないとされる。 日本とちがい義務教育と警察とが自治体の本 別の意見

このような自治体は一面非常に排他的な性格をもつ。これもクラブと同じである。それがあからさまに出たのが現在

地利用方法の指定をゾーニングというのだそうである。このゾーニングについての田中英夫氏の論文を読んで、やはり、33 住めないような条例を制定してしまう。たとえば町の大部分を一戸建用住宅地域とするとマンションや団地・アパート の都市の荒廃だということになる。中産階級が郊外に抜け出して自治体をつくり、その自治体には事実上同類の者しか は建たない。所有土地の最低面積をきめるとコマギレの小さな家の乱立は防止できる。といった具合で、このような土

アメリカにおける平等の意義ということを改めて考えさせられたのであった。

- 川又良也(編)「総合研究アメリカ第四巻 平等と正義」 研究社 一九七七年
- (33) 田中英夫「アメリカの社会と法」六三頁以下 東京大学出版会 一九七二年
- (34) 中川 剛「海洋型アジア文化の基層」一九六頁 勁草書房 一九八三年
- (35) 梶田孝道「コミュニティの社会設計」 獺「コミュニティ論の基本課題 ― 交錯する二つのイメージ」 有斐閣 一九八二年 奥田道大・大森彌・越智昇・金子勇・

ı

(36)

「アメリカ憲法の現代的展開 I 人権」 東京大学出版会 一九七八年 所収

田中英夫「ゾーニングと法の前の平等」 ― 芦部信喜・奥平康弘・橋本公亘(編)

当事者主義

と考えた。基本単位が個人であるということから、法においても私人の役割が大きいだろうことは容易に推察できる。 連邦―州―地方自治と下におりてきたので、さらに私人の段階までおりてみたらどういう特徴がみられるであろうか

そのような文脈の中で、法の実現方法の面における特色をみてみた。

るようにした犯罪もあるという。第二に、法の実現における私人の役割重視が指摘され、 損害なき損害賠償制度の存在があげられる。逆に刑罰から道徳的非難をマイナスして、これを無過失の行為にも科しう て行政機関も積極的に援助するし、それを可能にする制度もある。第三に、自力による権利の実現(自力救済・正当防 反抑止機能を積極的に期待する。具体的には、損害額算定の弾力的取扱い・懲罰的損害賠償や二倍三倍賠償制度の存在 田中英夫氏の著書では、まず民事・刑事が峻別されていないとされる。民事上の救済手段にも法違反への制裁・法違愆 の範囲が広い。「実力」主義というよりは、法は個々人が実現していくものであるということだと思う。 より広く訴訟制度が利用されるようにということから工夫されたものと考えられるし、私人の訴訟・請求に対し 有名なクラス・アクションの制

以上のように、法実現の実際面における個人の役割の大きいことが認められる。このことからただちに、法の原型的

なものが個人間の約束的なものから生じる、と判断するのは飛躍かもしれない。

ところが、ちょうどこのころ、「取引の社会」という本を偶然本屋でみつけた。まず目次をみてびっくりした。

義が取り上げられる。日本型実体真実主義は裁判国事主義に支えられている。そして裁判によって正義を実現する、その内 主義の上位概念として日本型実体真実主義があり、そしてこの日本型実体真実主義に対するものとしてアメリカ型当事者主 での当事者主義概念は実は日本式に定義されたものである。ということに気づかされる(七三頁)。当事者主義・職種 をこめて使用されるが、基本的には職権主義に対立する概念と考えられる。ところがこの本を読むと、右のような意味 者主義」となっている。私も四年前に一年間刑事訴訟法を講義したことがある。当事者主義ということばは様々な意味 部が「事実と真実の間」となっている。その第三話が、「歴史の中の法原理―日本型実体的真実主義とアメリカ型当事

容の唯一ではないにしても不可欠の一段として「真実」がある。ことばのうえでは、この裁判国事主義と、

(アメリカ型)

第一

うか疑問も感じるが、見方によれば原則に忠実な状態だということも可能かもしれない。しかし、「取引」のイメージ と「法の支配」のイメージはどのようにつながるのか。これについてこの本の中に面白い見解をみつけたので、長いが 多く答弁取引が存在するとされ、有罪答弁は決して例外的な現象とはいえない。数のうえからはむしろ原則といってい といっているように受けとめられる。現在アメリカでは、裁判によらず、被告人が有罪であることを自認する(証拠と とになる。具体的に何がフェアであるかでズレが生じうるにしても、こういうふうに当事者主義を表の面からみるとそれは 当事者主義とがうまく対応する。アメリカでは、裁判はまず国事ではなく、私的な闘争の代用物であり、自己の要求を貫く れと同様の感覚になっている。右のような状況がアメリカにおいて、当事者主義にかなう健全な現象とされているかど い位である。これは民事裁判では処分権主義としてわが国でも認められているわけであるが、アメリカでは刑事でもそ(3) しての自白とは区別されて、主張自体に効力を認める)ことによって処理される事件はきわめて多く、かつ、その際に いうことにもなりうる。この本は、このようにいわば裏からみた当事者主義が実は本来のアメリカ的当事者主義なのだ、 ようがどうが、その通りに認定してかまわないということにもなるし、手続を守りさえしておればそれで十分であると も可能になる。しかし、これを裏からみるとき、当事者が自分で不利益なことを認めるならば、証拠上それが認められ 日本においても望ましいことといえよう。だからこそ、当事者主義を「真実」発見に役立つものとして位置づけること れぞれの言い分を満足に出して議論できたかということだろうし、手続的にはそれを担保するルールが守られたかというこ い。不可欠なのは、裁判がフェアプレーといえるものであったかどうかということであるらしい。内容的には各当事者がそ べく法廷でたたかうのだとされる(七一頁)。アメリカ的当事者主義のもとでは必ずしも「真実」に達しなくてもいいらし

そのまま引用しておきたい。

狂信的・教条的な初期ピューリタニズムの伝統を受けついできたと述べている。(一一七頁) 当でないと判断すれば、彼はこの法令に従わない自由を持つと考えるからである。しかもアメリカ人は、このアナー キスティックな傾向と全く対照的な傾向、つまり人間の行動を専制的に形式的な法律という手段で規制しようとする、 の妨げとなった。なぜならば各人は法令の正当性を各人が持つ自然法の理念に従って判断し、もし彼がある法令を正 カ人の、アメリカ法は「自然法」に由来するものであるという信念は、いうまでもなくアメリカにおける 「法の支配」を強化するものではあったが、またそれは同時にアメリカ人が自動的に、何も考えずに法律に従うこと スウェーデンの高名な社会経済学者、グンナー・ミュルダールはその著『アメリカのディレンマ』の中で、アメリ

の本の存在にすら気づかずにやってきたこと自体に私は驚いてしまった。 この本は初版が一九七四年に出ており、もう一○年近くになる。各所で引用されてきたと思われるのに、これまでこ

- (37) 田中英夫「英米法叢書2 英米法総論下」第七章 東京大学出版会 一九八〇年
- 33 佐藤欣子「取引の社会」 中公新書 一九七四年
- (39) ローク M リード・井上正仁・山室恵「アメリカの刑事手続 ― その法と実務(八)」ジュリスト七九六号

3 陪審制

一九八三年

陪審制については、どの概説書にも一応の説明はしてある。基本的にはこれは民主主義によって説明できるもので

れている(注①の文献三三一四頁)。 ある。なお鈴木氏はこの陪審制を、 「真実」はない、 あるのは意見だけである、という立場にもとづくものと説明さ

陪審制の問題のうち最近とくに問題となっているものとして、その規模の問題及び全員一致であるべきかどうかというこ

との二点について、「最高뷿の逆流」の第五章「修正六条 陪審뷿判」は興味深く論点を示してくれる。(��)

るかということ、及び、たんなる割合が大切なのでなく、少数意見者の絶対数が評議・評決の際重要で、一二分の二と 即ち陪審員数については、その地域の意見を正しく代表しているといえるか、少数意見の代表も出てい

全員一致であるべきかどうかについても色々論じられている。そしてこの本では全員一致が合理的な疑いをいれない

六分の一とは決して同じではないということ、この二点が重要であると思われた。

証明の基準を満たすものであると結論づけられているようである。全員一致の原則が、民衆が激昻している場合や、政 治的・宗教的少数者への偏見がある場合に偏向裁判への防破堤となってきたことが強調されるのである。そして、事実

として現在も多くの州は全員一致の原則を採用している。(4)

るのはかなり困難なのではないか。今私が日本で考えてそう思うのだから、色々な者が集っているといわれるアメリカ 陪審ということを離れて考えてみた場合、何かについて一二名で議論して結論を出すとき、全員一致で議論がまとま

って、もし可能であるなら全員一致が理想である、という考えが基本になっているように思われる。そして、この発想 地からは説明が困難なように思われる。このように考えると、結局、多数決をとる場合でもそれは次善の策としてであ 無罪の評決が成立するためにも全員一致でなければならないというのは、合理的な疑いをいれない証明の基準という見

ではなおさらそうなのではないかと思うのである。慎重にというなら、加重した多数決で足りるのではないか。とくに、

はいうまでもなく、前述のアメリカの地方自治における原型的な発想と同じものである。

致方式の陪審でやってくることができたのも、それで一見して明らかな不合理を生じていないからだと思われるが、そ は大変興味深く感じた。そして、全員一致が望ましいという思想は反対意見の表明を抑圧する機能をもち、会議や選挙 の裏に右のような傾向がみられるのかもしれない。少数意見の絶対数が大切なのだとするリーヴィ氏の意見もそれを暗 共産圏諸国はこういうやり方で安定しているのだともされる。いわれてみれば納得できる主張である。これまで全員 を儀式にする傾向と結びつくとされる。こうして主流派の独善を抑制する声を沈黙させ、実質的決定が舞台裏に移る。 れば何も決定しないという方式は極端な個人主義的制度で、「民衆の支配」という民主制とは対立するとされているの これに対して、長尾龍一氏が、民主制の制度化として第一にあげられるのが多数決原理であり、一人でも反対者があ

なく、逆に、基本的には望ましいものとされている。私はこの本のすべてに賛成なのではないが、右の部分については 以来ずっと頭にひっかかっていた。なるほどと思うところもあるのだが釈然としない部分が残った。アメリカの場合も以来ずっと頭にひっかかってい(ミリ) これでまちがいなかろうと思う。 はじめとする、全員一致を望ましいとする考えとどのようにつじつまがあうのか。この点についてつい最近、浅見定雄 キリスト教を基礎としているので基本的にはユダヤ人の場合と同様な論理に従うものと思われる。とすれば、陪審制を 「にせユダヤ人と日本人」という本を読んできわめて納得のいく結論を得た。ユダヤ人の論理でも全員一致は無効では(タイ) 全員一致ということについては、イザヤ・ベンダサン氏がユダヤ人は全員一致を認めない、とされているのを読んで

このことは、アメリカに移住してきた清教徒たちが、異端を容認しない人々であったという事実とうまく合致する。

- 63 -

される (注定の文献三四三頁)。これは基本的には連邦と州の二元性などにもつながっていく事柄であろう。 る。しかし、相対主義の考えもなかったのではなく、長尾氏はアメリカの民主制は両者の結合の結果うまれたものだと 民主主義といっても、その基礎にあったのは真理や主義の可能性についての相対主義ではなく、絶対主義だったのであ

- (40)レナード w リーヴィ「最高裁の逆流」 ぎょうせい 一九八一年
- (41) ローク M リード・井上正仁・山室恵「アメリカの刑事手続 —— その法と実務(十一・完)」 ジュリスト
- 八〇四号 一九八三年
- (42) 長尾龍一「民主制の哲学」 ― 長尾龍一・田中成明 (編) 「現代法哲学第一巻 法理論」 東京大学出版会
- (43)イザヤ ベンダサン「日本人とユダヤ人」 角川文庫 一九七一年
- (4) 浅見定雄「にせユダヤ人と日本人」 朝日新聞社 一九八三年

*逆差别

がある。あくまで具体的かつ詳細に書かれていて、よっぽど暇なときに読まないとイライラするのではと思うが、それぼ) がバスの中で読むのには最適で、この本のお陰で心理的安定を保てたのだとさえ思っているのである。 ているより本を読んだ方がよいと思ったのである。このとき愛読した本に、飯島澄雄「アメリカの法律家(上巻・下巻)」 アメリカをバスで旅行中はよく本を読んだ。前記のようにアメリカの景色はみていてやけに疲れると感じ、無理にみ

さてこの本ではじめて、いわゆる逆差別の事件の存在をしった(日本でも部落問題に関する新聞記事などで逆差別と

ニスは許可されなかった。そのことを不満として、このわくの設定が法の下での平等の原則に反するとしてはじまった ためデフューニスよりも成績の悪い者がただ少数民族出身者であるというだけで入学を許可されているのに、デフュー ースクール入学許可者を決定する手続において少数民族系出身者にはあらかじめ一定数のわくが確保されていて、その 段階で、これはどちらにころんでも都合の悪い事件だな、と感じた。私なりにごく簡単にこの事件を要約してみる。 いうことばをみつけることがある)。 上巻第二章2四にあげてあるデフューニス事件がそれである。事件内容を読んだ

にデフューニス事件のような事件がおとるようになったのである。デフューニス事件と全く同様の内容のバッキ事件で 軍隊に守られて登校する黒人生徒。その結果として前記のような少数民族優先策がとられるようになったが、今度は逆 少数民族優先策は違法という結果になり、白人バッキの方が大学の警備員に守られて登校することになったのだっ (実際には、とくに都市におけるゾーニングとの関係などのため実現されたとはいいにくい状況のようであるが)。

きわめてよくしられているように、長い立法・判例のつみかさねのうちにアメリカ史は黒白共学を認める方向へと進んで

を主張する事件が現われるようになっている。これは、前述のアメリカにおける家族の変化に符合するわけである。(4) 性差別に関しても、 過去の男女差別を補償するために女性に優先処遇を与えることについて、男性側からその違憲性 た。47

等とは別個の問題を含むものであることが、本当におそまきながらであるけれど、わかるようになった。それを私なり・・・・・ にまとめると次のようになる。民主制は先の長尾氏のいわれるように多数決方式をその基本的な制度として有する。多 このような事件にふれるうち、これらの事件もたしかに平等に関するものであるけれど、シュー氏が考えるような平

る。 の結果少数者の意見が無視されたり、そもそも多数決に参加を認められないときは、これらの者に不平等な状況が生ず 数決が可能であるためには、たしかに人々の平等が前提となり、これがシュー氏のいう平等である。ところが、多数決 (直接民主主義が伝統となっているところではこの不平等な状況はより生じやすいといえるのではないか)。その不

だいたのが理解の助けになった。右の諸氏の論文を読んでの私の感想では、法哲学というのも、架空のことをやっているのだ。 ではなく、法についての一定のイメージをもとに考えている。その際、アメリカ的な意味での法の把握がその基本的前提と なっているように思われる。そこで、右の諸論文を読んでいても、多くの術語に一々カッコをつけてみたくなってくる。 う。とのように考えるにあたっては、井上達夫氏の「正義論」が参考になった。又、ここで扱われているロールズ氏の〔② 成の前提としての平等ではなくて、クラブ結成の目的としての平等であることになる。 当性を争うということになるだろう。このように考えると、後の意味での平等の問題は、シュー氏の主張するクラブ結 的を支持するかしないかで、社会も大きく二つの意見にわかれるだろう。それぞれが広い意味でのクラブを結成し、正 といっているわけである。この平等化をよしとすると、たとえば、人種差別に関する問題の場合、万事人口割合に従っ 平等を是正することは平等化ともいえよう。ダフューニス事件やバッキ事件の原告の主張はこの平等化が不平等である、 てきめるのが合理的ということにならないだろうか。たくさん産むが勝ちということか。事実そういう意味でチカー 「公正としての正議論」については、一九八二年一二月、田中成明氏の沖縄大字における法哲学の集中講義をきかせていた 以上、アメリカ法の特徴を民主主義と平等という側面に焦点をあてて考えてみた。勉強していたら、今年は実にタイ まだ考えたばかりで、色々いいたりないと思う点が出てくるかもしれないが、基本的にはこのような理解でよいと思 の勢力が強まっている。同じ平等ということばを使うにしても後の方は目的がちがう。そしてその目

ムリーにアメリカ法関係の論文が発表されていくのでびっくりした。そのため多少勉強のペースが乱れもしたが、基

本的には大変幸運であったと、今回もわが身の強運さ加減を実感したことであった。

(45) 飯島澄雄「アメリカの法律家 上巻・下巻」 東京布井出版 一九七五年・一九七六年

46 藤倉皓一郎「平等条項と連邦最高裁判所」 ― 32の文献所収

千野境子「ワシントン シングル・ウーマン」第二章1 三修社

一九八〇年

(47)

(48)青柳幸一「州立女子大学の違憲性」参照(ジュリスト七九七号)一九八三年

個 井上達夫「正義論」 ― 似の文献所収

50 田中成明「現代法理論(講義教材)」参照 有斐閣 一九七九年

一〇 「インディアン憲法崩壊史研究」

てよいテーマとも思われないので、講義では割愛することにした。そういうわけで、ここでは、この本に限っての読後 う必要がある。時間的な都合でこの補足が十分できないままになり、しかも、われわれにとっていいかげんに取り上げ らわにしてくれるだろう、というもくろみのもとに、アメリカ法の特徴をみたあとアメリカ・インディアンの歴史をみ 本が一九〇七年まででおわっているため、アメリカ・インディアンのその後の歴史、そして現状については別の本で補 てみようと考え、この本をテキストとして使う予定であった。読んでみての感想はこれから記したいが、時期的にこの アメリカ・インディアンと呼ばれる人々の社会が崩壊していく過程は裏面からアメリカの主流をなす人々の文化をあ

感を若干述べるにとどめる。

自由に使っていいというのだから、その利用状況に応じて貧富の差が生じることを容認していることになる。 構成員は自由な利用権と、土地改良物に対する所有権を有するが、改良物は構成員以外の者には譲渡できない。 に白人移住者たちが次々に侵入してきて、実力で占拠していった過程を反映している。 ょっぱなの第一条からこのような土地(領土)のことがでてくる。このことにまずびっくりした。それは、彼らの土地 共有である。法的にはいわゆる総有の性質をもつと考えられる。土地は部族のものであり、構成員の私有を認めない。 に移住した後のことである。このチェロキ・ネイション憲法最大の特徴はどこにあるか。それは第一条に記された土地 わゆる「涙の行進」がおわってからのことであり、全チェロキ族がアメリカ南東部地方から、現在のオクラホマ州の地 この本は、一八三九年に制定されたチェロキ・ネイション憲法の紹介からはじまる。この一八三九年というのは、い 憲法のし 土地を

南北戦争ではチェロキ族は南部側についている。チェロキ族は黒人奴隷を所有していたのである。 黒人の政

賃貸した。そのことによって、土地共有といいながら、実質的には土地独占状態が生じていたのである。富んだ者と貧 チェロキ族の場合、一八九八年の法律(いわゆるカーティス法)によって割当がなされることになったのであるが、そ しい者がいて後者が圧倒的に多かった。このような状況をみると、このとき土地共有制が妥当な制度であったとはとて のときまでにはチェロキ族の地にも多くの白人が侵入してきていた。そして、白人達にチェロキ族の一部の者が土地を の割当を受けた白人移住者であり、まさにこのためにアメリカ・インディアンの土地共有制度もつぶされたようである。 アンを農民化することだった。それによって一番トクをしたのは、アメリカ・インディアンへ割当てられた残りの土地 南北戦争後のアメリカ政府の基本方針は、アメリカ・インディアンの土地共有制度を崩壊させ、アメリカ・インディ

くわかった。東アフリカにおける事例(I・四)などと比べて興味深い。 分にあること・付加的労働を入手することができないこと等々)の下ではじめて合理的な制度たりうることはとてもよ 国がアメリカ・インディアンに対して公平であったとはとてもいえない。しかし、土地共有制が特定の条件(土地が十 り出したのは白人側なのである。広大な土地に現在のインディアン保留地程度のものしか残せなかったアメリカという もいえず、この限りで割当は「民主的」であったといえるように思う。勿論、土地共有制にふさわしくない状態をつく

当時の共和党と民主党の勢力関係があげられていること(要するに党利党略できまったということ)、及び、 ていることなどに興味を感じた マ州憲法に黒白人の定義規定がありそれによるとアメリカ・インディアンが白人とされ、黒人に対し明白に一線をひい その後、チェロキ族を含む五部族はセコイヤ州というインディアン州をつくり、セコイヤ憲法をつくろうとしたが失 オクラホマ・テリトリに併合されてオクラホマ州が成立したのだった。これらの過程をきめた基本的要因として オクラホ

(51)上田伝明「インディアン憲法崩壊史研究」 日本評論社 一九七四年

一一 「海洋型アジア文化の基層」(②)

れて、 のために岡山市周辺を車で走ってくれた。そしてその変ぼうぶりに本当にびっくりしてしまった。 での三年半の間を岡山市内ですどしたのであるが、この元沖大生の家は市内から車で一時間ほどのところにある。 九八三年の暮れ、七年か八年ぶりに岡山市にいった。元沖大生に再会するためである。私は以前、高校をおえるま ちょうどアメリカと同じで車がないと動きがとれない。私の通った高校はたんぼの真中につくられた新設高校で ハイウェイが整備さ 彼が私

の終り 配時代にバリオと改称され地緑化されていたもの)にかかわるようになったいきさつなどが書かれている。調査はたん 市町村の下にある、日本の町内会をいくつか合わせたほどの規模の住民集団で、元来部族集団だったのが、スペイン支 とに考えようとする態度、こういった態度は私もそうでありたいと願ってきた態度である。法学者でこのような「あ なる調査ではなく、著者自身の経験の一部でもあるということを忘れない態度、そして特異な例ではなく普通の例をも さて、この元沖大生が岡山市内の本屋を案内してくれたときにみつけたのがこの本である。この本の「あとがきへ旅 旅の始まり〉」を読んで思わず興奮した。著者がフィリピンのバランガイ(著者自身の説明(三頁)に従えば、

たのだった。

ことがバラバラに散っていく感じで、イメージとしてうまく収れんしないのである。ちょうど昨年度、タイをみたあと そこで、さっそく本文を通読したのだが、今度は又別の意味でびっくりしてしまった。何というか、述べられている とがき」を書く人がいることにとにかくびっくりしてしまった。

ェーデンをみることで一気にまとまったように感じたのだが、今年度の最後はその逆になったようである。 スウェーデンをみたときのさかさまの状態と思えばよい。タイのことを調べているうちにバラバラになった頭が、

ととばがでてくるのである。アメリカのグラス・ルーツとどのように似ていて、どのようにちがうのか。講義ではアメ ぎて独自の文化が十分にのびなかったといわれる。そして、この本に、フィリピンのグラス・ルーツ(草の根)という リピンを支配したのであり、今も英語が話されていることをはじめとして、残された影響は大きい。植民地時代が長す もっとも、フィリピンとアメリカとの間に関係がないというのではない。大ありだ。スペインのあとアメリカがフィ

とめをつけてみようかと意識しながら読んだのだが、まとめられるのを拒絶しているようでもある。 的にではなくても日本との比較を頭において書かれているものが多かった)ので、このフィリピンと比較することでま リカをやっただけで、時間がなくなって、他地域との比較がほとんどできなかった(ただ、アメリカを扱った本は意識

解を前提に私が本書の内容をどのように受けとめたか、主にこれまで述べてきたこととの関連で簡単に記してみよう。 イリピンのこころ」所収のホルンスタイナー氏の諸論文も利用してフィリピン社会の構造的特色を考えた。そういう理 高橋彰氏の話をまとめるとフィリピン社会の基本構造はタイとよく似ているように思われた。講義ではその他に「フ

東南アジア一般の特色として、「イエ」とか「ムラ」とかのタイトな組織がないことがいわれ、その裏面として個人主 アメリカでもフィリピンでも、グラス・ルーツが大切である、という点において差はないように思う。というより、

義的だといわれる(I・一一)ため、非常によく似ている面がある(それが必ずしもアメリカに関してみてきたような 「平等」につながるものとはいえないだろうことを注記しておく)。ちがうのは、グラス・ルーツを構成する原理が、

国家を構成する原理にまで直結できるかどうかという点である。アメリカの場合、グラス・ルーツ構成の原理が国家の

に事件の抽象化だからである。C・ターンブル氏が述べているアフリカの部族にみられる裁判とよく似ている。 とに意が用いられるであろう。判例研究も盛んにならないだろう。なぜなら判例研究は、法の具体化ではあっても同時 あくまで具体的な生活に結びつく範囲が重要である。国家のことなんて関係ない、別の世界のことがらである、という として「動機」ないし事件の背景が重要になろうし、正否の判断を下す以上に争いのあとの怨恨・しこりを残さないこ ことになる。こういうところで裁判した場合を考えると、書類に残す必要もないし、 フィリピンのグラス・ルーツはまさに、大きくなることを拒むのである。相互に知合える範囲以上に大きくならない。 基本的構成にまで生きている。それはクラブ結成の原理が、大小をとわずなりたちうるものだからであろう。これに対し、 厳格な手続もいらない。

の区別が、文明とそうでないもの、一神教と多神教の区別とダブリうるようにも思う。本書は、 う。実際クラブ結成の動機はそのようなものである。大きくなるものとならないもの、こういうふうに二分すると、こ ういうところからみれば、大きくなる、というか、大組織化は、各人の自足感の欠如からうまれたのかとも考えられよ して無理が少ないように思う。それでやっていけるのであればそれ以上大きくなろうなどと考える必要もなかろう。そ なぜこのような差が生じるのか。比較してみると、フィリピンの方式は、われわれ人間の生物的なありようから判断 フィリピンを多神教世

思う。先に「公と私」についてみたところで、滅私奉公の原理というのは「公」を本来的なものとする世界に属するも ない。(一二八頁)とあり、フィリピン人の世界とは別の世界のものと把握されている。 てないものに関しては**、**創意も情熱もかきたてられないのである。滅私奉公のような内発的モラルはここでは考えられ のと考え、従って、 界ととらえている。この分類でいくと、森林の思考というのは砂漠の思考と並んで、文明・一神教の世界の方に入ると 森林思考の方に接合すると考えた。確かに本書でも、 「フィリピン人は、具体的生活に結びついて しかし、滅私奉公の原理が、

だけのものである、とでもいえばよいのか。このように考えていくと、典型的な森林の思考タイプの社会とはどのよう 文明の世界に入るとするのはいいとしても、一神教の世界のものといえるのか。たとえば日本の場合などを具体的に考 なものなのか、それは一種類しか考えられないものであろうか、といったようなことが次々に疑問として出てくる。法 えてみると疑問を感じ出すのである。「純粋な」森林の思考タイプではなくて、せいぜい、森林的な色彩が強いという

人類学を続けてやっていけるなら、この点を是非考えてみたいと思う。

それは、森林の思考・砂漠の思考の定義(本稿・三)との関連でいえば、来世のことを考えない態度、ないし、「今」 沖縄にすんでいるということも影響しているだろう。三年目でやっと、研究と生活が交差するところへやってきたとい 検証も必要であろう。この論理についてもっと、具体例をもとに考えていくことも課題としたい。この点は、私が今、 にのみ関わろうとする態度とでもいえばよいであろうか。それが狩猟・採集的思考とうまく重なりあうものかどうかの 同時に、大きくなることを拒否するのも、大きくならしめうるものと同様、一つの論理にもとづくものだと私は思う。

う印象をもっている。

前出(34)

矢野暢(編著)

「東南アジア学への招待(上)

新たな認識を求めて」Ⅳ

日本放送出版協会

一九八三年

(54) メアリー R ホルンスタイナー(編)「フィリピンのこころ」 めこん 一九七七年

С M ターンブル「アフリカの部族生活 ―― 伝統と変化 ――」 現代教養文庫 一九七二年

(55)

(一九八四・一・一五脱稿)